

福島県立大沼高等学校創立百周年記念事業実行委員会会則

(名称)

第1条 本会は「福島県立大沼高等学校創立百周年記念事業実行委員会」（以下「本会」という）と称し、略称として「大沼高百周年実行委員会」と称する。

(所在地及び事務局)

第2条 本会の所在地は福島県大沼郡会津美里町字法幢寺北甲3473番地、福島県立大沼高等学校内に置き、事務局は所在地と同一所とする。

(目的)

第3条 本会は、本校創立百周年という節目にあたり、歴史と伝統を振り返り、本校の発展にご尽力いただいた先輩諸氏、保護者、地域の方々へ感謝の念を表すとともに、次の世紀への飛躍を目指すべく百周年を祝賀するとともに、ふさわしい記念事業を企画・立案し実行することをその目的とする。

(組織)

第4条 本会は、蜂苑同窓会、父母と教師の会、蜂苑後援会、学校、その他をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長1名、副会長4名、監査3名、総務若干名、庶務若干名、会計若干名
- 2 会長、副会長は実行委員会で選出する。その他は会長が委嘱する。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括するとともに会議を招集して議長となる。副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある場合はこれを代理する。監査は、会計及び会務を監査する。総務は、業務の企画、運営、調整を行う。庶務は、総務の指示により、業務を行う。会計は、本会の経理を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、本会の目的が達成されるまでとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(各種委員会)

第9条 本会に次の小委員会をおく。

- 1 記念行事委員会 式典、祝賀会、学校行事等に関する事
- 2 記念事業委員会 同窓会員名簿、講演会、記念誌、記念碑等に関する事。

(組織構成及び役員選出)

第10条 小委員会の構成は、蜂苑同窓会、父母と教師の会及び学校それぞれ若干名ずつで組織する。

- 2 各小委員会の委員長は副会長が兼ねるものとし、会長が委嘱する。副委員長2名は、委員の互選により選出する。

(実行委員会)

第11条 本会に実行委員会を置き、本会の最高会議とする。

- 2 実行委員会は、前条の全構成員を以て組織する。
- 3 実行委員会は、会長が議長を務める。
- 4 実行委員会は、出席者の過半数を以て議決する。
- 5 実行委員会は、会則の制定及び改定、会長及び副会長の選出、顧問の推薦、予算及び決算の承認、事業計画及び事業報告の承認、本会の解散の決定、その他本会の重要事項について議決する。

(役員会)

第12条 本事業の迅速な遂行を図るために役員会を設置する。

- 2 役員会は、役員及び各小委員会の委員長並びに副委員長をもって構成する。
- 3 役員会は、実行委員会で審議する議題の確認及び本事業の遂行に必要な事項(第11条第5項を除く。)を決定する会議とし、出席者の過半数を以て議決する。
- 4 役員会の結果については、逐次実行委員会に報告するものとする。

(事業)

第13条 本会は次の事業を行う。

- 1 記念事業に関する事。
- 2 記念行事に関する事。
- 3 記念誌発行。
- 4 同窓会員名簿の発行。
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会議の開催)

第14条 会長は、必要に応じ本会及び役員会を招集することができる。

(小委員会等の招集)

第15条 各小委員会の委員長は、必要に応じ小委員会及び各係を招集することができる。

(会計)

第16条 本会の経費は、本校関係団体による拠出金、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 本会に「一般事業会計」及び、寄附金の募集や受け入れ、寄附金による事業の実施等、寄附金に関する経費を管理する「寄附金事業会計」を設ける。

附則

- 1 この会則は、令和元年10月10日より施行する。
- 2 この会則は、令和2年7月1日より施行する。